

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省令第三号）

改正案	現行
<p>（郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請）</p> <p>第二十二条 郵便保険会社は、法第四百四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 当該事業の譲受けにより郵便保険会社が特定子会社対象会社（保険業法第六条第一項第三号から第七号まで又は第九号から第十五号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第二十四条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第十八条第一項第四号イからニまでに掲げる書類</p> <p>九・十 （略）</p> <p>2 保険業法第二条第十五項の規定は、前項第九号に規定する議決権について準用する。</p> <p>（郵便保険会社の届出事項）</p> <p>第二十七条 法第四百四十九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請）</p> <p>第二十二条 郵便保険会社は、法第四百四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 当該事業の譲受けにより郵便保険会社が特定子会社対象会社（保険業法第六条第一項第三号から第七号まで、第九号から第十三号まで又は第十五号に掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第二十四条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第十八条第一項第四号イからニまでに掲げる書類</p> <p>九・十 （略）</p> <p>2 保険業法第二条第十五項の規定は、前項第九号に規定する議決権について準用する。</p> <p>（郵便保険会社の届出事項）</p> <p>第二十七条 法第四百四十九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>一 （略）</p>

二 保険業法第百条の三ただし書、第百六条第五項若しくは第百七条第二項ただし書又は保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書若しくは第四十八条の五第二項ただし書の規定による承認
三〇五 (略)

第二十八条 法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇六 (略)

六の二 保険業法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社(

同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十号において同じ。)以外の外国の会社を子会社としようとする場合

七〇九

十 郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

一一〇二十一 (略)

二〇六 (略)

二 保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書、第四十八条の五第二項ただし書、保険業法第百条の三ただし書又は第百七条第二項の規定による承認
三〇五 (略)

第二十八条 法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇六 (略)

(新設)

七〇九 (略)

十 郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社(保険業法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

一一〇二十一 (略)

二〇六 (略)